

平成●●年（○○）第●●号 上告提起事件（原審・東京高等裁判所平成●●年（○○）第●●号国家賠償法に基づく損害賠償請求控訴事件）

決	定
上告人	X
被上告人	国

主 文

- 1 本件上告を却下する。
- 2 上告費用は、上告人の負担とする。

理 由

本件記録によれば、上告状には上告理由の記載がなく、また、上告人が平成22年10月5日上告提起通知書の送達を受けたこと、上告人は前記上告提起通知書の送達を受けた日から法定の期間内に上告理由書を提出すべきであるにもかかわらず、同期間内に上告理由書を提出していないことが明らかである。

よって、主文のとおり決定する

平成22年12月3日

東京高等裁判所第9民事部

裁判長裁判官	下田文男
裁判官	宇田川基
裁判官	北澤純一